



おおむら市民大学を開校します

おおむらの将来を担う人材育成を目的とし、さまざまな知識の習得や実践を行います。

開校日 10月

定員 50人

募集期間 8月～9月(予定)



テーマ

共に 学ぶ・気づく・動く
～人が変われば、まちが変わる～

地域の魅力や課題を共に見つけ、過去にとらわれない新しい発想の下で、学び、気づき、行動する。



おおむら市民大学で
いっしょに考えてみませんか！

こんな人を
お待ちしております…



- ・何かしたいが目標が定まっていない人
- ・目標は定まっているが手法が分からない人
- ・活動の輪を広げたい、発展させたい人
- ・活動を引っ張っていきいたい人

※具体的なカリキュラムと生徒募集については「広報おおむら8月号」でお知らせします。



■男女いきいき推進課(内線223)

食生活改善推進員を募集します

食を通して地域の皆さんの健康づくりを行う食生活改善推進員の養成講座を行います。

対象 受講後、地域の活動に参加できる人

養成期間 9月～平成26年3月(月2回、午前9時30分～正午または午後1時30分～4時)

ところ 市コミセン

定員 30人

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 8月16日(金)

■国保けんこう課(内線140)

環境センターアルバイトを募集します

勤務時間 平日、午前8時30分～午後5時15分(休憩60分) ※水曜日は午後12時30分、土曜日は午後12時15分まで

応募資格 18歳以上(高校生は除く)で、体力に自信があり、業務期間中の全日勤務できる人

申込方法 履歴書(写真貼付)に必要事項を記入のうえ、人事課に直接提出してください。

※郵送不可

申込期限 7月12日(金)

受付時間 平日、午前8時30分～午後5時30分

◎ごみ収集業務

業務期間 前期7月22日～8月10日
後期8月12日～31日

◎焼却処理施設の業務補助

業務期間 7月22日～8月31日

■人事課(内線272)

市内の交通事故発生状況 5月末現在 ※()内は前年同期比

- ▶人傷事故 160件(-60)
- ▶死者 2人(+2)
- ▶負傷者 221件(-52)
- ▶物損事故 647件(+28)

**市の公用車に掲載する
広告を募集します**

市の財産の有効活用と地域経済の活性化を目的に、公用車に掲載する広告を募集します。

申込対象 事業所や営業所を有する企業、個人など

掲載車両 軽貨物自動車10台

掲載位置 車体の後部側面(2面)

広告規格 マグネットシート
最大縦50センチ、横50センチ

※広告の作成費用は広告主の負担

掲載料金 1面あたり2,500円/月

※申込単位は1面または2面

掲載期間 9月1日～平成26年8月31日

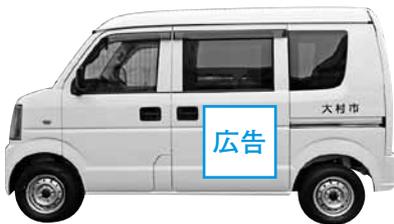
申込期間 7月1日(月)～31日(水)

※受付時間は平日、午前9時～午後5時

申込方法 広告掲載等申込書に必要事項を記入のうえ、掲載広告案(写真や原稿など内容がわかるもの)と企業概要(会社案内、パンフレットなど)を添えて、担当課へ直接お申し込みください。

※広告掲載に関する基準など、詳しくはお問い合わせください。

※申込書は、市のホームページから入手できます。



■契約課(内線233)

行政委員永年勤続功労者表彰(敬称略)

長年にわたり、行政と地域のパイプ役として、地域発展にご尽力されている行政委員の皆さんに表彰状と記念品を贈りました。

- ◎15年 ▼井手弘樹(竹松本町第1)
- ◎10年 ▼朝長登美子(三城団地) ▼北嶋光昭(大多武) ▼中村勝紀(杭出津4区) ▼橋口智明(松並2丁目) ▼大塚君子(小路口住宅) ▼齊藤義武(今津町) ▼田中正明(南川内)
- ◎5年 ▼梅澤一成(日向平) ▼堀久(片町第2) ▼中原漸(徳泉川内) ▼大谷輝雄(横山頭) ▼森山信孝(乾馬場) ▼尾崎信弘(古町6区) ▼國分八郎(原口町) ▼高辻一郎(宮小路1丁目) ▼日高靖郎(福重) ▼植木正和(武留路)



■地域げんき課(内線185)

長崎行政評価事務所長感謝状受賞(敬称略)

無報酬で住民から苦情や要望を受け付けるなど、行政相談活動にご尽力され、表彰されました。おめでとうございます。

行政相談委員 藤崎和彦

■市民110番(内線199)

大村市消防団退団者(敬称略)

長年にわたり、地域防災のためにご尽力された皆さんです。ご苦労さまでした。



- (上段右から)
- 村田勝也(前9分団長)
- 井川武利(前15分団長)
- 道添隆一(前8分団長)
- (下段右から)
- 岩崎健三(前1分団長)
- 大村市長
- 開田浩幸(前10分団長)

■安全対策課(内線217)

寡婦表彰(敬称略)

本市に居住する人で、母子家庭の母となり独力で子どもの養育を果たし、社会の発展に寄与され40年以上経過された寡婦の皆さんに、表彰状と記念品を贈りました。

- ▼北村セツ(武部町)
- ▼岩崎スミコ(杭出津1丁目)
- ▼池田和代(杭出津2丁目)
- ▼辻ハヤノ(植松3丁目)
- ▼田中久美子(水田町)
- ▼田添キタ江(竹松町)
- ▼古達シエ(鬼橋町)
- ▼山崎辰美(東野岳町)



■子ども家庭課 ☎9100

【後期高齢者医療保険のお知らせ】

保険証が更新されます

○被保険者証(保険証)

8月から保険証が新しくなります。現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日までです。新しい保険証を7月中に郵送しますので、記載内容をご確認ください。なお、更新の手続きは必要ありません。

※有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破壊するか、国保けんこう課または最寄りの住民センターへお返しください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口で提示すると、受診時の窓口支払い(保険適用分)が自己負担限度額までになり、食事代も減額されます。

対象

住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が、住民税非課税)

該当する人でまだ認定証を持っていない人

国保けんこう課の窓口で申請してください。

◎持参品：保険証、印かん

すでに交付を受けている人

認定証の有効期限は、7月31日までです。引き続き対象者には、新しい認定証を保険証とともに7月中に郵送します。(申請は必要ありません)

※「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院(申請日から過去1年以内)がある場合は、さらに食事代が減額されます。(再度申請が必要です。申請日から適用されます)

保険料が決定されます

○保険料の決定通知書(兼納入通知書)

平成25年度の保険料を決定し、7月中旬に保険料の決定通知書(兼納入通知書)を郵送します。納付の方法は、それぞれ異なりますので、納入通知書の内容をご確認ください。

○保険料の軽減

所得が少ない人の保険料は、世帯の所得に応じて次のとおり軽減措置が継続されます。

均等割の軽減(年間の均等割額44,600円が次のようになります)

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	軽減割合	これらの減額に該当する	年間の均等割額
33万円以下	8.5割	→	6,600円
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)	9割		4,400円
33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下	5割		22,300円
33万円+(35万円×被保険者数)以下	2割		35,600円

所得割の軽減

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得額などから基礎控除額33万円を差し引いた額)	軽減の割合
58万円以下(年金収入で211万円まで)	5割

被扶養者であった人の軽減

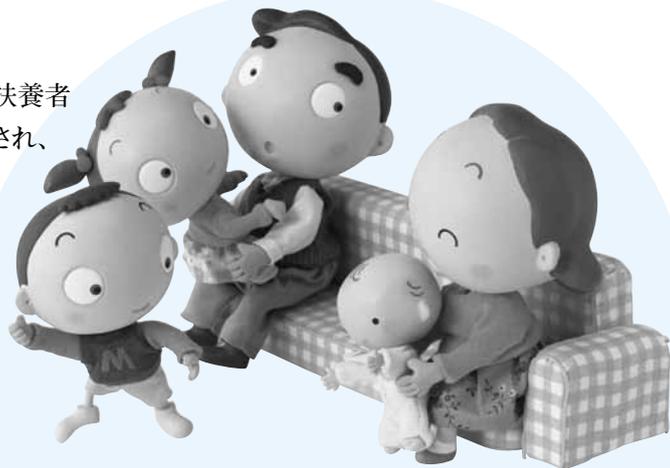
この制度加入直前に健康保険など(国民健康保険は除く)の被扶養者だった人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,400円になります。

※これらの軽減措置は、手続きの必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、分割納付などのご相談に応じていますので、お早めに国保けんこう課の窓口へご相談ください。

■国保けんこう課(内線112)

長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930



【7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です】

子どもは地域の宝物！できることから大人から！

【重点課題(抜粋)】

- ① インターネット利用に係る非行や犯罪被害防止対策の推進
- ② 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止
- ③ 有害環境への適切な対応
- ④ 不良行為や初発型非行(犯罪)の防止
- ⑤ いじめ、暴力行為などの問題行動への対応

子どもが真ん中

大人が変われば、子どもも地域も変わる！

現在、いじめの問題など、全国的に子どもをめぐる問題が深刻になっています。

子どもは社会を映す鏡といわれます。私たちが大人がしなければならぬことは、大人が姿勢を正し、子どもの手本になることです。また、社会全体のモラルの向上や地域の教育を高めることも重要なことです。

私たちが、子ども

もに関心を持ち、各地域や家庭でコミュニケーションを取りながら、社会全体で青少年を育んでいきましょう。



長崎県の県民運動！

「ココロねっこ運動」

「早寝・早起き・朝ご飯」

毎月第3日曜日は「家庭の日」

大人みんなで子どもの

心を育てよう

「ココロねっこ運動」とは、子どもたちの根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県下独自の運動です。「ココロねっこ運動」の普及のため、地域やご家庭でも、ぜひ取り組んでみてください。

地域では、「あいさつ・声かけ運動を！」

学校やPTA、地域のさまざまな団体など、身近なところから連携して、元気で明るいあいさつの声が響く家庭、地域を目指しましょう。

家庭では、「我が家のきまり」を作りましょう！

家族のコミュニケーションを深めるため、親子で話し合い、家族の心をつなぐ「我が家のきまり」を作りましょう。一方的な決まり事ではなく、大人も自らの姿を子どもに示すことができるようなきまりを作って家族の絆を深めましょう。

子ども会への

加入をおすすめ

しています

ぜひご参加ください！

子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行っています。

青少年に関する相談は

少年センターへ

ひとりで悩まないで！

どんな些細なことでも かまいません。

少年センターでは、いじめや不登校など青少年に関するさまざまな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

☎0800(200)2001

☎1020 ☐kitokudasai@city.omura.lg.jp

■少年センター ☎546405

